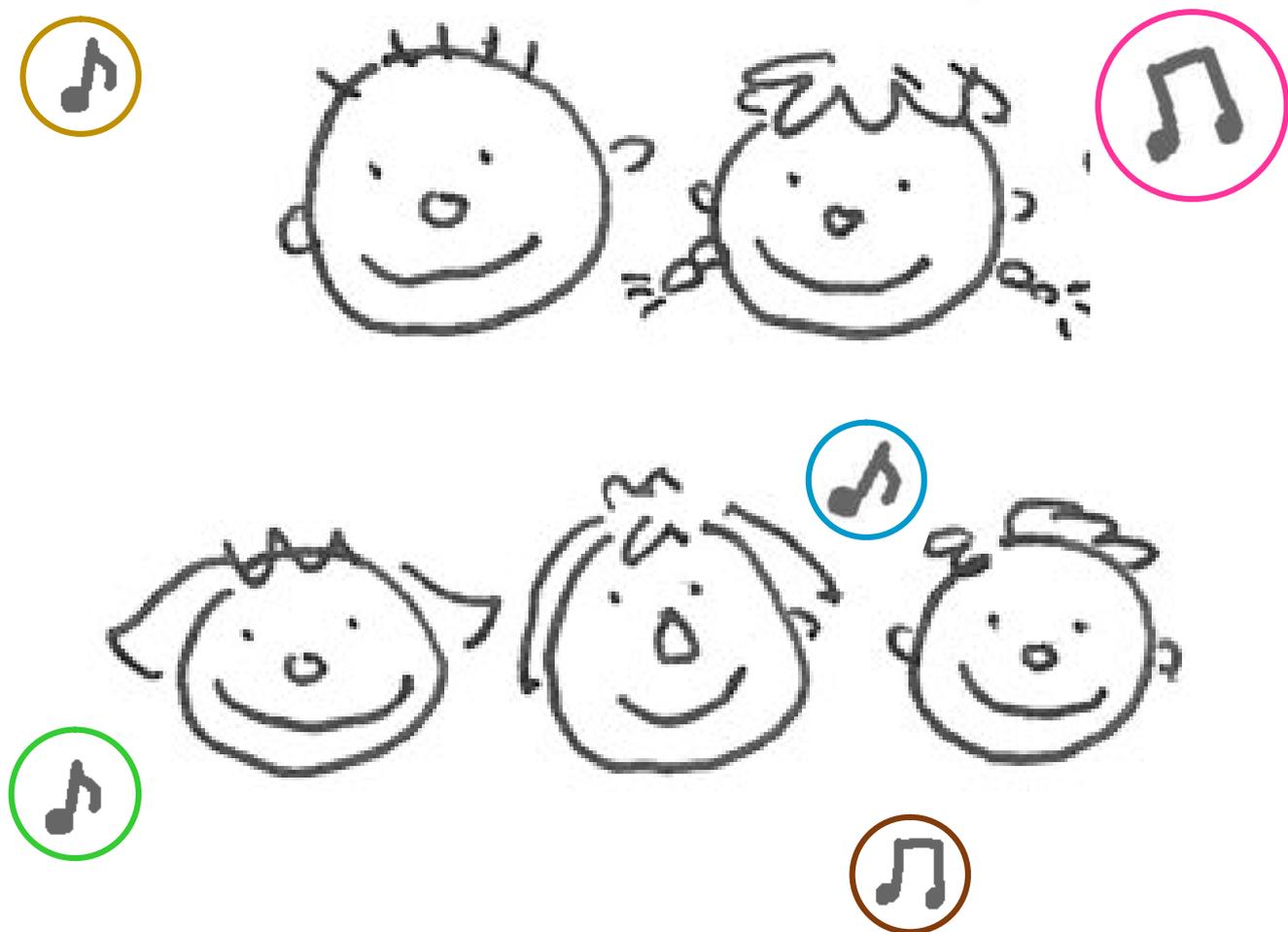


2021年度総会資料



特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター

目 次

ページ

I	2020年度（令和2年度）の基本方針に沿って	1
II	経過報告・運営	3
III	2020年度（令和2年度）事業実施報告 事業実施報告	5
IV	2020年度（令和2年度）決算報告 活動計算書 貸借対照表 財産目録 監査報告書	15 16 17 18
V	2021年度（令和3年度）基本方針・事業計画 2021年度（令和3年度）基本方針 2021年度（令和3年度）事業計画 2021年度（令和3年度）活動予算書 2021年度（令和3年度）役員	19 24 25
<再録資料>		
	設立趣旨書	i
	定 款	ii

2020年度（令和2年度） 基本方針に沿って

子どもの権利条約第3条にある「子どもの最善の利益」及び31条「子どもが文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重」の理念に沿って、地域の活動団体や市民と連携を図りながら、一人ひとりの「子どもの育ち」に関心を持ち子どもとおとなが共に育ちあう場を作ります。

- 1) 「子どもの文化」に関する事業を行い、市民と共に子どもの社会参画のための事業を推進します。
- 2) 宮崎県内の子どもに関する諸団体とのネットワークを広げ、市民団体・企業・行政と協働し、子どもの成長を見守ります。
- 3) 地域に根差した活動を推進するために、指定管理事業、受託事業、補助事業、助成事業、自主事業などを通して行政や企業、財団などと協働しながら、人との出会いや子どもたちの体験事業を充実させます。
- 4) 国連の2030年までの目標である“誰一人取り残さない社会”の実現のための「継続可能な開発目標（SDGs※）」について考える機会を持ちます。※SDGs：Sustainable Development Goals. 2015年9月に国連サミットで採択された国際的な行動数値目標。

【総括】

2020年度はNPO法人みやざき子ども文化センターとして20年目を迎え、これまでの活動の振り返りと今後の10年間を考える年度でもありました。

2019年から世界に新型コロナウイルス感染症が拡大し、2020年3月～5月にかけて全国に緊急事態宣言が出され、宮崎でも感染が広がり学校の休校や店舗の休業など先行き不安な1年が始まりました。

子どもたちの居場所である児童センター、地域子育て支援センター、みやざきアートセンターは休館になりましたが、その中でも児童クラブを開設し子どもたちや支援員に感染症防止対策を十分にするなど配慮しながらでしたが、無事に1年を過ごすことができました。

また、子どもたちの日常は、外に出る機会を奪われ友達同士でじゃれ合うこともできなくなりました。制限された毎日の中で、子どもたちが博物館や美術館、体験活動など豊かな時間を過ごし成長していくことに、大人が子どもの育ちに責任を負わなければならないと痛感した年でもありました。

さらに、コロナ禍の中、社会経済も大きく落ち込み大人たちの生活にも変化があり、全国的に虐待やDVなど通告件数が増加しているという報告がありました。子育て支援センター等では、施設が休館時に保護者にメールや電話をかけ困っていることなどを受け止め、予約を受けてセンターに来てもらいました。

子育てに行き詰ることを防ぐことが少しでもできたのではないかと思います。

このような中、これまで継続してきた事業については実施できないこともありましたが、時期等について調整をしながら進めることができたことは良かったと思います。

少し時間的な余裕もあったことで、これからを見据えて新たにみやぎ子ども文化センターの「パンフレット」やこれまで事業に関わってくださったアーティストの方々の「アーティスト図鑑」を作成しました。アーティストの方からのお礼や、宮崎県立図書館等に収蔵本となったことが報告されました。

2021年度は、新規事業として2020年度「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づく実行団体公募があり社会的孤立の解消のための事業で採択され、3年間を通して新しい組織づくりを目指すこととなります。

このほか、「みやぎSDGsプラットフォームの設立」に関わり会計監査として、宮崎県内の自治体、企業、教育機関、様々な団体そして県民一人ひとりがSDGsの視点や重要性を理解し、「自分ごと」としてそれぞれができることに取り組むことになりました。みやぎ子ども文化センターも基本方針にもあるように関心を持ちながら取り組んでいきたいと思います。

20年間お世話になった様々な分野の団体、講師、アーティストのみなさま、行政、助成団体、寄付を寄せて頂きましたみなさま、そして理事の方々に厚く御礼を申し上げます。

まだまだ新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、子どもたちの未来が、そして希望を叶えることができるよう、みやぎ子ども文化センターとしてこれまで以上に職員一同力を注いでいきたいと思えます。

II 経過報告・運営

1. 経過報告

平成12年	3月29日	NPO法人設立準備室発足会議	7回
平成12年	6月24日	NPO法人みやざき子ども文化センター設立総会	
平成12年	6月30日	特定非営利活動法人の申請	
平成12年	9月11日	認証	
平成12年	9月25日	登記完了	特定非営利活動法人となる
平成12年	12月1日	橘通りに事務所開設	
平成13年	6月25日	平成13年度通常総会	
平成14年	5月27日	平成14年度通常総会	
平成15年	5月26日	平成15年度通常総会	
平成16年	4月26日	平成16年度通常総会	
平成17年	5月31日	平成17年度通常総会	
平成18年	5月27日	平成18年度通常総会	
平成19年	6月2日	平成19年度通常総会	
平成20年	5月30日	平成20年度通常総会	
平成21年	5月26日	平成21年度通常総会	
平成22年	5月28日	平成22年度通常総会	
平成23年	5月23日	平成23年度通常総会	
平成24年	5月28日	平成24年度通常総会	
平成25年	5月27日	平成25年度通常総会	
平成26年	5月30日	平成26年度通常総会	
平成27年	5月29日	平成27年度通常総会	
平成28年	5月30日	平成28年度通常総会	
平成29年	5月26日	平成29年度通常総会	
平成30年	5月25日	平成30年度通常総会	
2019年	5月24日	2019年度通常総会	
2020年	5月26日	2020年度通常総会	

2. 運営に関する事項

i 2020年度第2回理事会

日時 2020年7月14日(火) 11:30~13:00

場所 シャトーレストラン ベルエポック

出席 理事 9名

- 議事内容
- ・2020年度事業計画
 - ・2020年度収支予算
 - ・2020年度新規事業

ii 2020年度第3回理事会

日時 2021年3月24日(水) 11:00~12:00

場所 NPO法人みやざき子ども文化センター

出席 理事 7名

- 議事内容
- ・2021年度新規事業

iii 2021年度第1回理事会

日時 2021年5月25日(火) 10:30~11:00

場所 NPO法人みやぎ子ども文化センター

出席 理事 7名

議事内容 ・2020年度事業報告・決算報告
・2021年度基本方針・事業計画・収支計画

iv 2021年度通常総会

日時 2021年5月25日(火) 11:00~12:00

場所 NPO法人みやぎ子ども文化センター

出席 正会員 8名 委任状 4名

議事内容 ・2020年度事業報告・決算報告
・2021年度基本方針・事業計画・収支計画
・役員について

Ⅲ 2020年度（令和2年度） 事業実施報告

1. 基本方針

子どもの権利条約第3条にある「**子どもの最善の利益**」及び31条「**子どもが文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重**」の理念に沿って、地域の活動団体や市民と連携を図りながら、一人ひとりの「子どもの育ち」に関心を持ち子どもとおとなが共に育ちあう場を作ります。

- 1) 「**子どもの文化**」に関する事業を行い、市民と共に子どもの社会参画のための事業を推進します。
- 2) 宮崎県内の子どもに関する諸団体との**ネットワーク**を広げ、市民団体・企業・行政と協働し、子どもの成長を見守ります。
- 3) **地域に根差した活動**を推進するために、指定管理事業、受託事業、補助事業、助成事業、自主事業などを通して行政や企業、財団などと協働しながら、人との出会いや子どもたちの体験事業を充実させます。
- 4) **SDGs「誰一人取り残さない**」持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指します。

(2015年9月に国連サミットにおいて全会一致で採択されたSDGs (Sustainable Development Goals) 持続可能な17の目標のうち貧困、飢餓、保険、教育、ジェンダー、不平等、平和等など)

事業実施に関する事項

《 参照 》 【特定非営利活動に関わる事業】 定款第5条

- (1) 子どもの自主的な活動と社会参画への支援事業
- (2) 舞台芸術、表現活動に関する普及事業
- (3) 子どもの権利条約の実現に関する推進事業
- (4) 子どもと文化に関する研究、人材育成、講演会などの企画運営事業
- (5) 子育てに関する支援事業
- (6) 子どもの文化の発信と、子どもと文化に関する市民組織とのネットワークづくり
- (7) その他、この法人の目的達成のために必要な事業

2. 事業実施

実施期間： 令和2年4月1日～令和3年3月31日

- 2-1. 指定管理事業、受託事業、補助事業、助成事業、自主事業を「**子どもの育ちや子育て支援**」、「**子どもの文化芸術の振興**」などを重点に地域と協働しながら居場所づくりや体験事業の充実を図る。

【指定管理事業】

宮崎市田野児童センター・宮崎市きよたけ児童文化センター・みやざきアートセンターの指定管理者として行政と協働しながら地域との連携も視野に入れ充実した事業内容にする。

0歳から18歳までの子どもの安全な居場所づくりや体験活動の充実を図る。

□宮崎市「田野児童センター管理運営（宮崎市田野地域子育て支援センター運営含む）」

実施日：月曜日～土曜日（祝祭日・年末年始を除く）

登録人数：210名

来館者数：25,628名

イベント実施回数：152回 参加者数：4,211名

TANO寺子屋事業（主催：田野まちづくり協議会、TANO寺子屋チーム）など実施

協力：宮崎大学教育学部・宮崎国際大学・宮崎医療管理専門学校・田野まちづくり協議会

広報：TANOにこここ通信（12回）月708部発行

<宮崎市田野地域子育て支援センター運営>

実施日：火曜日～土曜日（祝祭日・年末年始を除く）

来館者数：4,010名

イベント実施回数：70回 参加者数：1,353名

広報：田野しい子育て通信（12回）月500部発行

□宮崎市「きよたけ児童文化センター管理運営」

実施日：火曜日～日曜日（祝祭日は開館、翌日休館・年末年始休館）

図書貸し出し数：10,913冊

イベント実施回数：166回 参加者数：3,935名

来館者数：17,737名

内容：読書活動、おもちゃ広場及びワークショップなど実施

広報：すずしろ（11回）月5,000部発行

□「みやざきアートセンター運営」（NPO法人宮崎文化本舗との共同体 みやざき文化村）

実施日：月曜日～日曜日（年末年始を除く）

事業内容：・シルバニアファミリー展（コロナウイルス感染症拡大のため中止）

- ・アートセンターのあきやすみ
- ・第45回宮崎市美術展
- ・第52回宮日ジュニア展
- ・第10回みやにち夢ひろがる小品展
- ・Art Box アートボックス#03
- ・教育普及事業、太陽の広場運営 等

入場者数：28,077名

【受託事業】

国、宮崎県、宮崎市、財団等からの委託や補助事業について、協働しながらより良い事業の推進を図る。

□宮崎市「児童クラブ運営業務」

実施日：月曜日～土曜日（祝祭日・年末年始を除く）

【江平児童クラブ（2クラブ）、江平第二児童クラブ、コペルキッズ児童クラブ】

登録者：83名（江平児童クラブ）、43名（江平第二児童クラブ）

50名（コペルキッズ児童クラブ）

利用者数：延べ29,321名

イベント実施回数：143回（江平児童クラブ）、111回（江平第二児童クラブ）、

46回（コペルキッズ児童クラブ）

【田野児童クラブ】

登録者：28名

利用者数：延べ3,903名

イベント実施回数：244回

□宮崎市「生き生き地域子育て活動応援事業 in 田野児童センター業務」

地域の高齢者などの知恵や経験を織り込んだ講座や世代間交流等を開催し、「地域と子育て家庭の連携推進」や「元気な高齢者が活躍できる場の創出」等を図ることにより、子どもを地域社会全体で育て支える仕組みづくりを促進していく。

・令和3年3月30日（火）「TANO 子ども食堂」

参加者数：32名

□宮崎市「令和2年度ふるさと文化学習支援事業」

芸術文化に秀で、個性豊かな人生経験を有する講師の指導の下、体験学習や心の交流を通して、児童生徒の「豊かな表現力」「主体性」「郷土愛」を醸成することにより、児童生徒の無限の可能性を引き出すことを目的とする。

実施回数：91回 実施単位数：180単位

実施小学校数：21校 実施中学校数：4校

参加児童・生徒数：2,578名

□宮崎市「令和2年度小中学校芸術鑑賞派遣事業」

児童生徒のところに生の音楽や、演劇を届けることにより非日常の世界をつくり、仲間と一緒に共感しあう場をつくる。

実施校：17校（23ステージ） 小学校 7校・中学校 9校・支援学校 1校

公演団体：11団体

参加者数：4,499名

□宮崎市「令和2年度夢創り人活性化事業」

生涯学習ボランティア（夢創り人）を活用し、ともに学習することにより、市民の意欲の向上・学習機会の充実を図る。

登録者数：（個人）131名・（団体）35団体

実施回数：78回（初回枠52回、申込者負担26回）

参加者数：1,668名

実施団体：中学校、支援学校、PTA家庭教育学級、子ども会、児童館・児童クラブ、育児サークル、幼稚園、保育園、デイサービス等高齢者関連施設、病院、自治会等

□宮崎県「令和2年度ファミリー・サポート・センターのアドバイザー資質向上及び広報事業実施業務」

宮崎県内のファミリー・サポート・センター事業を円滑にするため、ファミリー・サポート・センター・アドバイザーの資質向上及び市町村担当者等を対象とした研修を実施する。情報交換（交流）、防災、リスクマネジメント、コミュニケーションスキルアップ研修など行い子育て家庭への対応など学ぶ。

①市町村職員及びアドバイザー全体研修会

日時：令和2年10月16日（金） 場所：みやざきNPO・協働支援センター

内容：「コロナ禍における各センターの活動状況事例報告」、「宮崎市の取り組み及び意見交換」、

「今だからできること～ファミリー・サポート・センターの役割～」

参加者数：22名

②全体研修会及びアドバイザー等研修会

日時：令和2年11月20日（金） 場所：みやざきNPO・協働支援センター

内容：「体罰としつけの違いについて考えるワークショップ」、「地域で見守り・支える子育て支援」

参加者数：28名

①コーディネーター業務

対応件数：206件（開設相談39件、食材相談69件、運営相談51件、利用相談11件、その他36件）

その他実施件数：視察28件、事業説明49件（参加者：1,020名）、繋ぎ件数5件、
企業との連携29件、利用者相談5件

②子ども食堂ネットワークの構築

子ども食堂登録団体 23団体

③「新しい生活様式の子どもの食堂運営ガイドブック」作成

配布先：子ども食堂運営者、子ども食堂開設希望者

配布部数：100部

④「宮崎市子ども食堂勉強会」の開催

・「企業からつながる子ども（地域）食堂」

日時：令和2年10月9日（金）

場所：宮崎市民文化ホール

参加者数：55名

・「子ども（地域）食堂勉強会（講演会、事例発表）」

日時：令和2年10月10日（日）

場所：宮崎市民文化ホール

参加者数：90名

⑤子ども食堂開設のための勉強会

日時：令和2年10月28日（水）

場所：宮崎市民プラザ

参加者数：30名

⑥子ども食堂フェスタ（共催：九州電力宮崎営業所・支え合いの地域づくりネットワーク）

日時：令和3年3月21日（日）

場所：九州電力宮崎営業所

参加者数：59名

□宮崎県「第35回国民文化祭・みやざき2020 第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会
フォーカスプログラム（子どもと楽しむミュージック・デイ）実施運營業務」

延期となった「第35回国民文化祭・みやざき2020」「第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会フォーカスプログラム（子どもと楽しむミュージック・デイ）」の開催するための準備を行う。

・実行委員会（宮崎：2回実施／都城：2回実施） ・実行委員（宮崎：7名／都城：5名）

〈新規〉□文化庁「JAPAN LIVE YELL project 2020 in みやざき」（主催：JLYp みやざき実行委員会）

新しい生活様式のもと、かつてないチャレンジに取り組んでいる芸術家やスタッフ、文化芸術に親しむアマチュア・子どもたちを広く支援し、「ライブへのエール」を全国的に展開。

①music for kid's 事業

様々なイベントが中止になり、人との距離も取らなくてはならない日々を少しでも音楽を取り入れることで、心を軽く、また解放し、心の健康を取り戻す。

実施回数：11回 演奏者数：23名

参加者数：686名

実施場所：児童クラブ、保育園、こども園、デイサービス支援センター、子育て支援センター、サル・マンジャー、みやざき子ども文化センターコペルキッズ

②君が主役だ！素敵なアート体験

学校が休校になり学習や友人との関係など不安なことが増える中、少しでも心を軽くまた解放するために仲間とシンボルを作り自分たちの居場所に愛着を持ち仲間との関係づくりができる。

実施回数：15回 参加アーティスト：5名

参加者数：延べ494名

実施場所：児童センター、児童クラブ、児童文化センター

□宮崎県「国文祭・芸文祭みやざき2020 さきがけプログラム県庁5号館コンサート実施運營業務」

「第35回国民文化祭・みやざき2020」「第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会」の気運醸成を図るため、本大会に先がけて、県庁5号館を活用したコンサートイベントを企画・実施。

日 時：令和2年12月11日（金）

演奏者：Twin violin

来場者数：69名

【補助事業】

□宮崎県令和2年度 多様な子育て環境づくり支援事業「親子アート広場『トット』」

アートを通して親子が出会い、共感しあい、学びあう場をつくる。

実施回数：5回

参加者数：延べ 264名（子ども119名・大人145名）

実施場所：みやざき子ども文化センターEHILAイベントスペース、コペルキッズ、宮交ボタニック
ガーデン青島

□宮崎県芸術文化協会「令和2年度県民芸術祭『みやざきアーティスト図鑑』作成」

この20年間で「みやざき子ども文化センター」の活動に参加いただき、ワークショップや公演を行ったアーティストを1冊の図鑑に集約。

掲載人数：80名（個人73、団体7）

作成部数：1,000部

配布先：関係団体、公的施設等に配布

【助成事業】

□「子どもゆめ基金助成活動」独立行政法人 国立青少年教育振興機構

「キッズ・アート・アカデミー」として「演劇」や「ものづくり」などを通して子どもたちの文化芸術体験や、多様な人との出会いをつくり新しい自分を発見する。

「キッズ・アート・アカデミー ～こどもアート大作戦～『みて！みて！ぼくらのミュージアム②』」

実施期間：令和2年9月13日（日）～12月6日（日） 計7回

場 所：宮崎市きよたけ児童文化センター

講 師：守川美輪、榊あずさ、松下太紀、ザ・キャビンカンパニー

参加者数：延べ338名

「キッズ・アート・アカデミー「演じる」～子ども劇団空風スマイルシアター～」

実施期間：令和2年6月27日（土）～令和3年2月28日（日）（参加者13名） 練習：23回

劇 団 名：子ども劇団空風スマイルシアター

参加者数：延べ252名

発表公演：令和3年2月28日（日）2回公演 場 所：みやざき子ども文化センターコペルキッズ

講 師：永山智行、かみもと千春、伊藤海、原口奈々

演 目：「遠いどこかの」 原 作：原口奈々 演 出：永山智行 来場者数：延べ134名

「キッズ・アート・アカデミー ～映画に出てみよう！俳優体験！～」

※新型コロナウイルス感染症拡大に伴い2回延期ののち中止

実施期間：令和2年8月19日（水）～22日（土）

場 所：宮崎市田野児童センター 講 師：濱砂崇浩 脚本、演出、撮影：伊達忍

□「ホッとアートプレゼント」（宮崎オーシャンライオンズクラブ助成）

「長期入院の子どもの心を癒す芸術との出会い事業」

※新型コロナウイルス感染症拡大のため、小児科病棟での開催は中止

2-2. 課題解決のため自主事業を行いNPOとして使命を果たす。

【自主事業】

子どもたちが社会との接点を持ち、人との関わり合いの中で成長するために安全・安心な居場所をつくる。さらに子どもたちが素晴らしい文化・芸術に触れる機会を創り、より豊かな心を育む事を目的とする。

□「キッズ☆スター」(ダンス) 実施回数16回 登録者数：10名

コンテンポラリーダンスを通して子どもたちの表現力を高める。

実施イベント：1DAY合宿、KID'S☆STAR 自主公演 VOL.2 (JAPAN LIVE YELL project 2020 in みやざき)

□「アートドラムズXひなた」(和太鼓XART) 実施回数35回 登録者数：8名

和太鼓の可能性を広げ、新しいアートを子どもたちが主人公となり発信する。

参加イベント：宮崎県太鼓フェスティバル

□「鑑賞教室事業」

宮崎県内の学校等での鑑賞教室実施の機会を提供する。

川南町立国光原中学校 令和2年6月17日(水) 劇団こふく劇場 参加者数：183名

串間市立大東小学校、大平小学校(合同) 令和2年6月19日(金) チャルネイロ

参加者数：115名

宮崎市立東大宮小学校 小さなオーケストラ SELE “K” TION ※次年度へ延期

□「みやざき子育てサポート事業」

子育て家庭の保護者が残業や出張、冠婚葬祭、子どもが病気の時(病気回復期)などに子どもの送迎や一時的な預かりをするセンターの運営。

利用実績数：72件(通常預かり68件、病後児預かり4件)

利用会員数：159名 サポート会員数：92名

□「ざぶん賞2020」(第19回)(主催：ざぶん賞実行委員会)

子どもの環境学習として「水」についての作文募集。

応募作品数：全国 6,652作品

ざぶん特別賞：「レンズのマジック」新納萌菜(宮崎市立本郷小学校3年生)

ざぶん特別賞：「今日も水が流れている」松本風音(宮崎市立田野小学校6年生)

□「おもちゃ広場」(宮崎市きよたけ児童文化センターで実施)

未就学児を対象に親子で遊べる場を提供し育児支援を行う。

実施回数：43回

参加者数：538名

〈新規〉□「トットとあそぼう！！親子あそびの広場」

1～2歳の子どもと保護者のための手遊び、簡単おもちゃ作り、読み聞かせなど子育てが楽しくなる

「発見」の場。《今年度は親子6組に限定し実施》

実施回数：5回 講師：工藤純代(保育士)

参加者数：63名

□「託児事業」

講演会、コンサート、サロン開催時等の子ども一時預かり事業。

申込み件数181件・キャンセル117件

実施回数：64回

□「赤ちゃんの駅」事業

小さな子どもを持つ保護者が安心して外出できる環境づくりのため、授乳やおむつ替えのスペースを提

供する施設として「赤ちゃんの駅」の設置推進を図る。

実施市町村：宮崎県下全26市町村

登録施設数：575件

□宮崎県教育委員会 アシスト企業登録「職場体験の受け入れ」

中学生、高校生、専門学校生、大学生、社会人のための職場体験、インターンシップの受け入れ。

・大原簿記公務員専門学校宮崎校 13名 ・パソコンスクールモノリス宮崎 1名 ・宮崎大学 4名

2-3. 情報発信、情報収集の充実

□みやざき子ども文化センター案内パンフレット及びロゴの作成

20周年を記念して、新しいこれからのためにパンフレットとロゴの作成し、配布。

作成部数：1,000部

- ・「ホームページ」 随時更新
- ・「ニュースリリース発行」 月1回 みやざき子ども文化センター発行
- ・「TANOにここにこ通信」 月1回 宮崎市田野児童センター発行
- ・「田野しい子育て通信」 月1回 宮崎市田野地域子育て支援センター発行
- ・「すずしろ」 月1回 宮崎市きよたけ児童文化センター発行

2-4. 地域との連携事業

□「子育てネットワーク」事務局

子育て支援団体による月1回の例会での情報交換他「子育て応援フェスティバル」「子育て講座」の開催。

「未来みやざき子育て応援フェスティバル実行委員会」事務局

「宮崎県多様な子育て環境づくり支援事業」事務局

「宮崎県子どもをまもる地域ネットワーク育成強化事業」事務局

参加団体数：23団体

□宮崎県「未来みやざき子育て応援フェスティバル開催事業実行委員会」事務局

子育て支援について関心を持ってもらうことと、子育て支援団体のネットワークを図り、子育て世代、祖父母世代、父親の育児参加について情報交換、交流の場をつくる。

①説明会（オンライン）

実施日：令和2年9月10日（火）

②「未来みやざき子育て応援フェスティバル2020」※子育て表彰式とWeb上での開催

実施日：令和2年11月7日（土） 場所：宮交シティ アポロの泉

内容：子育て表彰式、ステージイベント

入場者数：200名

③電子メディアによる発信（<https://festival.pref.miyazaki.lg.jp/>）

内容：コラム、子育て支援施設動画、公園、みやざき犬と一緒に踊ろう、手作りおもちゃの紹介等

出展団体数：104団体（企業21、行政16、NPO法人14、市民活動団体37、一般社団法人7、社会福祉法人5、その他4）

□宮崎県「令和2年度多様な子育て環境づくり支援事業」事務局

宮崎県内外での子育て支援の取り組みを学び、ネットワーク同士の意見及び情報の交換会や勉強会を開催しさらなるネットワークの拡大・強化を図る。

①子育て中の保護者に向けてのイベント

日 時：令和2年8月29日（土） 場 所：JA・AZMホール

内 容：食育講座、うたと手遊び、手作り工作、ママと赤ちゃん相談コーナー、読み聞かせ

参加人数：36名

②勉強会「からだのおかしさを科学する」※オンライン開催

日 時：令和3年1月30日（土） 場 所：みやざきNPOハウス、東京 参加者数：56名

□宮崎子育てネット「宮崎県子どもをまもる地域ネットワーク育成強化事業」事務局

「宮崎子育てネット」に登録している団体が講師となり、子どもの育ちに関心がある個人や要保護児童に関する機関（学校、幼稚園、保育所、医療機関、行政機関）に対する「虐待、子どもの育ち」について研修を実施する。（虐待防止講座）

講 師：「宮崎子育てネット」登録団体

①児童虐待防止及び対応のための研修 実施回数：11回

②体罰によらない子育て等の研修実施及び普及啓発 実施回数：11回

□宮崎県里親連合会「宮崎県里親連合会事務局業務」

宮崎県下の里親の連絡を図るとともに、里親精神の高揚に努め、里親制度の堅実なる普及発展を期することを目的とする。

①会報「里親」（10月：第80号、3月：第81号）の発行 総発行部数：900部

②大会及び研修会参加 ※すべて中止

県内：各地区（中央・県北・県南）里親制度普及促進大会、研修会（各地区年1回開催）

県外：九州地区里親研修大会（佐賀県大会）、全国里親大会（徳島県大会）

③表彰：宮崎県里親連合会長表彰 表彰数：3世帯3名

④里親を求める運動月間

里親制度普及促進キャンペーン、児童虐待防止推進キャンペーン、第5回全国一斉里親制度啓発 One Love キャンペーン【3イベントを同時開催】

実 施 日：令和2年10月10日（土）

内 容：里親制度に関する資料や支援機関のリーフレット、マスク、風船、啓発グッズ等の配布

□EHILAイベントスペースの活用・コペルキッズの活用

親子や地域の方がゆっくりくつろいで過ごせる場として開放、また講座やコンサートに利用している。

開放日：月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く）

・子育てネットワークみやざき（子育て支援団体例会）：毎月1回

・「街の小さな音楽会」、「親子あそびの広場」（会場として使用）

実施回数：10回 参加者数：延べ327名

・ザ・わざおきーず（演劇の稽古場として利用）

実施回数：6回 利用者数：延べ25名

・NPO 法人 Swing - By（学習支援会場として利用）

実施回数：54回 利用者数：延べ513名

・中央西地区社会福祉協議会（高齢者サロンとして利用）

実施回数：6回 利用者数：延べ73名

その他、キッズ・アート・アカデミーの子ども劇団空風スマイルシアター、「アートドラムズ×ひなた」

の練習会場として利用。

□ご寄付を頂きました。

- ・日本生命労働組合宮崎支部様より、2回ご寄付を頂きました。
- ・個人様の給付金より、基金にご寄付を頂きました。
- ・市民の皆様、企業様より、「子ども食堂」（支え合いの地域づくりネットワーク事業）に多数の食材等を頂きました。

□「キッズ・アート・アカデミー」基金

ご寄付を元に子どもたちの体験活動を実施するための基金として創設。

□ 連携団体

- ・宮崎県アシスト企業登録
- ・宮崎県未来みやざき子育て県民運動協議会登録
- ・宮崎県人権啓発推進協議会会員
- ・NPO 法人チャイルドラインみやざき会員
- ・NPO 法人宮崎文化本舗会員
- ・NPO 法人子どもとメディア会員
- ・みやざき子ども未来ネットワーク会員
- ・NPO 法人宮崎県ボランティア協会会員
- ・宮崎県地域づくりネットワーク協議会会員
- ・木城えほんの郷会員
- ・みやざき SDG s プラットフォーム会員

令和2年度 活動計算書
令和2年4月1日～令和3年3月31日

特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費	152,000		
		152,000	
2. 受取寄付金	624,880		
		624,880	
3. 受取委託金等	135,783,651		
		135,783,651	
4. 受取補助助成金等	3,671,792		
		3,671,792	
5. 事業収益	3,323,452		
		3,323,452	
6. その他収益	2,671,665		
		2,671,665	
			146,227,440
科目	金額		
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費	92,897,627		
	92,897,627		
(2) その他経費	39,108,674		
	39,108,674		
		132,006,301	
2. 管理費			
(1) 人件費	80,723		
	80,723		
(2) その他経費	3,521,749		
	3,521,749		
		3,602,472	
経常費用計			135,608,773
当期経常増減額			10,618,667
当期経常増減額			10,618,667
前期繰越正味財産額(前期繰越)			23,990,823
次期繰越正味財産額(次期繰越)			34,609,490

貸借対照表

特定非営利活動法人みやぎ子ども文化センター

令和3年3月31日現在

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産	50,885,161		
流動資産合計		50,885,161	
2. 固定資産	1,237,159		
固定資産合計		1,237,159	
資産合計			52,122,320
II 負債の部			
1. 流動負債	17,512,830		
流動負債合計		17,512,830	
負債合計			17,512,830
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		23,990,823	
当期正味財産増減額		10,618,667	
正味財産合計			34,609,490
負債及び正味財産合計			52,122,320

令和2年度 財産目録
(令和3年3月31日現在)

特定非営利活動法人 みやざき子ども文化センター

科 目・摘 要		金 額	
I 資産の部			
流動資産			
現金預金			
現金	現金手許有高	2,619,702	
普通預金	宮崎銀行 東宮崎支店	33,180,758	
	宮崎銀行 東宮崎支店	154,397	
	宮崎太陽銀行 アートセンター支店	171,773	
	宮崎銀行 橋通支店	77,659	
	宮崎銀行 神宮支店	579,819	
	郵便局	1,447,244	
立替金	宮崎県虐待を防止するための保護者支援学習会	195,098	
	体罰によらない子育て啓発の人材育成事業保証金	105,300	
	支え合いの地域づくりネットワーク保証金	714,000	
	託児保険他	402,112	
	駐車場敷金	61,200	
未収入金	子どもゆめ基金	1,082,286	
	みやざきアートセンター	4,360,267	
	児童クラブ加配分	353,646	
	NPOマネジメントアドバイザー派遣業務謝金他	85,000	
仮払金	収入印紙	20,000	
仮払消費税	中間申告	5,274,900	
	流動資産合計	50,885,161	
備品	プロジェクター・スクリーン・印刷機	15,778	
建物設備	電気工事	496,231	
敷金	江平ビル102・103・104・105号・倉庫及び駐車場敷金	720,150	
出資金	江平2丁目商店街	5,000	
	固定資産合計	1,237,159	
	資産合計		52,122,320
II 負債の部			
流動負債			
預り金	源泉所得税他	564,519	
未払金	みやざきアートセンター	108,080	
	事業経費返還金(コロナ禍により未実施経費分)	2,685,581	
	3月分社会保険料他	1,431,307	
	3月分水道光熱費	22,860	
	3月分人件費	9,886,987	
	事業経費未払分	454,539	
仮受金	子育て応援フェスティバル協賛金残金	12,383	
	事業経費返還金(コロナ禍により未実施経費分)	936,867	
前受金	キッズアートアカデミー基金	1,409,707	
	流動負債合計	17,512,830	
	負債合計		17,512,830
	差引正味財産		34,609,490

監査報告書

日 時 令和3年 5月18日 (火)
14:00～16:00

場 所 特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター
宮崎市江平西1丁目5番11号 江平ビル105号

添付書類 1. 総勘定元帳及び領収書
2. 預金通帳
3. 決算書
4. 事業報告書

監査の結果、適正に処理されていることを証明いたします。

監 事

森 一代 

黒岩 雄二 

V 2021年度（令和3年度） 基本方針・事業計画

1. 基本方針

子どもの権利条約第3条にある「子どもの最善の利益」及び31条「子どもが文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重」の理念に沿って、地域の活動団体や市民と連携を図りながら、一人ひとりの「子どもの育ち」に関心を持ち子どもとおとなが共に育ちあう場を作ります。

- 1) 「子どもの文化」に関する事業を行い、市民と共に子どもの社会参画のための事業を推進します。
- 2) 宮崎県内の子どもに関する諸団体とのネットワークを広げ、市民団体・企業・行政と協働し、子どもの成長を見守ります。
- 3) 地域に根差した活動を推進するために、指定管理事業、受託事業、補助事業、助成事業、自主事業などを通して行政や企業、財団などと協働しながら、人との出会いや子どもたちの体験事業を充実させます。
- 4) SDGs「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指します。

(2015年9月に国連サミットにおいて全会一致で採択されたSDGs (Sustainable Development Goals) 持続可能な17の目標) 貧困、飢餓、保険、教育、ジェンダー、不平等、平和等

事業実施に関する事項

《 参照 》 【特定非営利活動に関わる事業】 定款第5条

- (1) 子どもの自主的な活動と社会参画への支援事業
- (2) 舞台芸術、表現活動に関する普及事業
- (3) 子どもの権利条約の実現に関する推進事業
- (4) 子どもと文化に関する研究、人材育成、講演会などの企画運営事業
- (5) 子育てに関する支援事業
- (6) 子どもの文化の発信と、子どもと文化に関する市民組織とのネットワークづくり
- (7) その他、この法人の目的達成のために必要な事業



2. 事業計画

実施期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日

- ◆文化・芸術（音楽・演劇・ダンス・アート等）の企画運営
- ◆専門的な子どもの支援
- ◆様々な専門団体及び専門家との連携

2-1. 指定管理事業、受託事業、補助事業、助成事業、自主事業を「子どもの育ちや子育て支援」、「子どもの文化芸術の振興」などを重点に地域と協働しながら居場所づくりや体験事業の充実を図る。

【指定管理事業】

0歳から18歳までの子どもの安全な居場所づくりや体験活動の充実を行政と協働しながら地域との連携も視野に入れた事業内容にする。

- (新規)・「宮崎市かのう児童児童センター、宮崎市田野児童センター、宮崎市田野地域子育て支援センター運営」
- ・「宮崎市きよたけ児童文化センター運営」
 - ・「みやざきアートセンター運営」(NPO 法人宮崎文化本舗との共同体 みやざき文化村)

【受託事業・補助事業】

国、宮崎県、宮崎市、財団等からの委託や補助事業について、協働しながらより良い事業の推進を図る。

- (新規)・「宮崎市児童クラブ運営業務（江平、田野、コペルキッズ、かのう※）」(※対象：宮崎市立加納小学校)

- ・「宮崎市ふるさと文化学習支援事業」
- ・「宮崎市小中学校芸術鑑賞派遣事業」
- ・「宮崎市夢創り人活性化事業」
- ・「宮崎県医師会女性医師保育支援サービスモデル事業実施業務」

子育て中の女性医師等が、急な残業や出張、子どもが病気の時（病気回復期）などに、安心して子どもを預けることができる一時的な預り保育のサポートを支援するもので、宮崎県医師会より委託を受け実施。

- ・「宮崎県里親普及促進センター運営業務」

里親普及促進センターの運営を通じて、社会的養護が必要な児童の養育について、家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、里親のリクルート、研修、マッチング、里親家庭での養育への支援に至るまでの一貫した里親支援を総合的に実施する。

- ・「宮崎県保育士支援センター運営体制整備事業業務」

保育士不足を補うために、潜在保育士の掘り起こしや保育現場への再就職を支援する。

- ・「宮崎市子ども食堂ネットワーク応援事業」

(NPO 法人みやざきママパパhappyとの共同体 支え合いの地域づくりネットワーク)

子どもたちの支援の入り口となる「子ども食堂」の取り組みを市内に広げるためのサポート、子どもの支援を行う専門家や関係団体等とのネットワークの構築、安心して子ども食堂の利用ができる環境の整備を行う。

- ・第35回国民文化祭・みやざき2020、第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会「子どもと楽しむミュージック・デイ」実施運営業務 《会期7月3日（土）～10月17日（日）》

- ・都城市：9月26日（日） 3会場（8プログラム）
- ・宮崎市：10月2日（土） 6会場（11プログラム）
- ・宮崎県内の児童養護施設及び保育園等：会期中 1会場（1プログラム）

〈新規〉・「宮崎市子どもの第三の居場所運営業務委託」

生活や学習等の環境に困難を抱えている子どもを支援するために、子どもが安心して過ごせる「家でも学校でもない第三の居場所」及び放課後等における子どもの「活動の機会」を設け、地域社会とともに子どもたちの社会的相続を補完し、将来自立できる力を育む。

【助成事業】

- ・子どもゆめ基金（独立行政法人国立青少年教育振興機構）
- ・宮崎オーシャンライオンズクラブ助成「長期入院の子どもの心を癒す芸術との出会い事業 ホットアートプレゼント」
 - ①「入院中の子どもや付添いの保護者のための体のほぐし」 月1回実施
 - ②「長期入院中の子どものための読み聞かせとコンサート」 年2回実施

2-2. みやざき子ども文化センターの基本方針に基づき自主事業を行う。

【自主事業】

子どもたちが社会との接点を持ち、人との関わり合いの中で成長するために安全・安心な居場所をつくる。さらに子どもたちが素晴らしい文化・芸術に触れる機会を創り、より豊かな心を育む事を目的とする。

・「キッズ・アート基金」

すべての子どもたちに「ほんものと出会う」機会、環境の創出を目的に、寄付を原資に宮崎県内の18歳未満の子どもを対象とした芸術文化活動（鑑賞、ものづくり、ワークショップなど）の実施団体および活動への助成。

- ・宮崎市立七野小学校 桂歌春（落語）

・「キッズ・アート・アカデミー」

子どもたちの文化芸術体験活動として、ダンス、演劇、和太鼓、ものづくりなどを実施。

- ①「キッズ☆スター」（ダンス） 月2回

コンテンポラリーダンスを通して子どもたちの表現力を高める。

- ②「子ども劇団空風スマイルシアター」（演じる） 月2回

子どもたちの心と体を開放し、のびのびと自分を表現できる時間と場を提供。

- ③「アートドラムズ×ひなた」（和太鼓×ART） 月2回

和太鼓と様々なアートを組み合わせることで和太鼓の可能性を広げ、日本の和の文化の温かみに触れ、礼節を学ぶ。

- ④「ものづくり」 不定期

陶芸や模型、工作など自由な発想で表現し作品を作り上げる。

・「街の小さな音楽会」～音育はじめてみませんか～

乳幼児と親子のためのコンサートの開催。生の音楽に触れる機会の少ない親子のために気軽に参加できる場をつくる。

・子育て交流空間「トット」

アートの力で、子ども・子育て世代が多様な人とつながりを持つ場をつくる。

・「トットとあそぼう！！親子あそびの広場」

1～2歳の子どもと保護者のための手遊び、簡単おもちゃ作り、読み聞かせなど子育てが楽しくなる「発見」の場。

・「託児事業」

講演会、コンサート、サロン開催時等の子ども一時預かり事業。

・「赤ちゃんの駅事業」

乳幼児を抱える保護者が気軽にむつ替えや授乳ができる場所を登録し「子育てにやさしいまちづくり」を目指す。

・「鑑賞教室事業」

宮崎県内の小中学校へ舞台芸術、文化、表現活動に関する情報発信、普及をする。

- ・川南町立国光原中学校 6月17日(木) リベラアンサンブル
- ・西都市立三財小中学校 7月7日(水) スタジオ・アオイ
- ・宮崎市立生目台東小学校 11月1日(月) 外山友紀子トリオ
- ・宮崎市立七野小学校 11月1日(月) 桂 歌春
- ・宮崎市立東大宮小学校 11月26日(金) 小さなオーケストラ SELE “K” TION

・「ざぶん賞2021」ざぶん賞実行委員会に参加 【2021年度は募集停止】

子どもの環境学習として「水」についての作文募集。

・「職場体験」

中学生、高校生、専門学校生、大学生、社会人のための職場体験。

2-3. 情報発信、情報収集の充実

- ・「ホームページ」「Facebook」「Instagram」 随時更新
- ・「TANO ここにこ通信」 月1回 宮崎市田野児童センター発行
- ・「田野しい子育て通信」 月1回 宮崎市田野地域子育て支援センター発行
- ・「すずしろ」 月1回 宮崎市きよたけ児童文化センター発行
- ・「かのう SEED」 月1回 宮崎市かのう児童センター発行

宮崎県、宮崎市、子育て支援センター、図書館、宮崎市民プラザ、社会福祉協議会、小児科等に配布。

2-4. 地域との連携事業

・「子育てネットワーク みやざき」事務局

23団体による月1回の例会で情報交換、交流会の実施及び「子育て講座」の開催。

- ・「未来みやざき子育て応援フェスティバル2021」の開催に向けて実行委員会を月1回実施
日 時：11月13日(土)、14(日)(予定) 場 所：宮交シティ

・「宮崎県子どもをまもる地域ネットワーク育成事業」事務局

「宮崎子育てネット」に登録している団体が講師となり「虐待、子どもの育ち」について研修、また体

罰によらない子育ての推進。県内の幼稚園、保育園、小中学校、高等学校、施設、自治会などで実施。

- ・「児童虐待防止及び対応のための研修」の実施 (年30回実施予定)
- ・「体罰によらない子育て等の研修実施及び普及啓発」 (年30回実施予定)

連携団体

- ・宮崎県アシスト企業登録
- ・宮崎県未来みやざき子育て県民運動協議会登録
- ・宮崎県人権啓発推進協議会会員
- ・NPO法人チャイルドラインみやざき会員
- ・NPO法人宮崎文化本舗会員
- ・NPO法人子どもとメディア会員
- ・みやざき子ども未来ネットワーク会員
- ・NPO法人宮崎県ボランティア協会会員
- ・宮崎県地域づくりネットワーク協議会会員
- ・木城えほんの郷会員
- ・みやざきSDGsプラットフォーム会員

2021年度 活動予算書

2021年4月1日～2022年3月31日

特定非営利活動法人みやぎ子ども文化センター

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費	150,000		
		150,000	
2. 受取寄付金	100,000		
		100,000	
3. 受取委託金等	173,507,923		
		173,507,923	
4. 受取補助助成金等	1,408,000		
		1,408,000	
5. 事業収益	990,000		
		990,000	
6. その他収益	1,000		
		1,000	
			176,156,923
科目	金額		
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費	105,000,000		
	人件費計	105,000,000	
(2) その他経費	59,900,000		
	その他経費計	59,900,000	
	事業費計		164,900,000
2. 管理費			
(1) 人件費	700,000		
	人件費計	700,000	
(2) その他経費	5,550,000		
	その他経費計	5,550,000	
	管理費計		6,250,000
経常費用計			171,150,000
当期経常増減額			5,006,923
当期正味財産増減額			5,006,923
前期繰越正味財産額(前期繰越)			34,609,490
次期繰越正味財産額(次期繰越)			39,616,413

4. 2021年度（令和3年度） 役員

特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター 役員・監事・顧問
令和3年4月1日から令和4年3月31日

【理事】

役 職 名		氏 名
理 事 会	代 表 理 事	片野坂 千鶴子
	理 事	後 藤 幾 子
		後 藤 麻 夫
		新 名 典 忠
		長谷川 恵 子
		金 丸 二 夫
		土 田 浩

【監事・顧問】

役 職 名	氏 名
監 事	黒 岩 雄 二
	森 一 代
顧 問	清 川 輝 基
	井 上 優

設 立 趣 旨 書

1 趣旨

みやざき子ども文化センターは子ども達の文化芸術への参加、市民としての社会参画の機会を拡げ、健やかな成長に寄与し、すべての子ども達が子どもとして、大人と共にのびやかで豊かに生きられる社会を目指し活動をすすめていきます。

子どもは母の胎内において、生命の歴史を繰り返して外界に生まれ出てきますが、人として成熟するには、さらに様々な経験を必要とします。子どもたちは大人から注がれる愛情をいっぱい浴びながら、多くの仲間とのあそびや、美しい自然や真の芸術にふれ、喜びや感動を体験することで、豊かな感性を育み、人間として生きる力を獲得していきます。このことは1994年に我が国が批准した国際条約「子どもの権利に関する条約」に謳われています。

しかし、60年代の高度経済成長期以降、環境破壊が進み、心身ともに発達途上にある子どもに必要な空間をはじめ、多くのものが奪われてきているのが現状です。また、文化面においても、利益優先の児童文化の氾濫とメディア情報は、地域社会における子どもの生活文化を崩壊させました。子ども達は仲間と過ごす自由な時間を失うなど、多大なリスクを負わされています。これらはすでに、子ども達の心身の歪みとなって表面化し、大きな社会問題となってきています。この状況を改善していくには、大人自身が変わらなければなりません。

子ども劇場はこのことにいち早く気づき、33年前福岡で活動をはじめました。宮崎にも1976年にみやざきおやこ劇場として発足しました。当初より、子ども達の健全な発達を保障する環境づくりを目指し、芸術文化との出会いや様々な生活体験が不可欠であると考え、地域に根ざした自主的な活動やネットワークづくりをすすめてきました。こうした子ども劇場の理念が21世紀を目前に、ようやく社会の共通認識になるうとしています。

そして1998年12月に施行された特定非営利活動促進法（NPO法）により市民活動が社会的に位置づけられ、25周年を迎えようとする私達におおきな希望と勇気をもたらしました。今、これまでの蓄積された経験をもって、新たな段階へと踏み出します。

私達は子ども劇場おやこ劇場をはじめとする諸団体とともに、活動をさらに推進し、子どもの成長に寄与することを目的に、特定非営利活動法人「みやざき子ども文化センター」を設立します。未来を担う子ども達の夢を実現するために、私達大人自身が夢を持って生き、たった一度しかない「子ども時代」を、子ども自身にとって価値があり、輝きある時代となることを願い、活動をすすめていきます。

2 申請に至るまでの経過

2000年3月29日 特定非営利活動法人設立準備室発足

2000年6月24日 特定非営利活動法人設立総会

2000年6月24日

特定非営利活動法人の名称

みやざき子ども文化センター

宮崎市大和町48第3都成ハイツ315号

設立者氏名 川崎 わか子

特定非営利活動法人 みやざき子ども文化センター定款

第1章 総則

【名称】

第1条 この法人は、特定非営利活動法人みやざき子ども文化センターといたします。

【事務所】

第2条 この法人は、主たる事務所を宮崎市に置きます。

【目的】

第3条 この法人は、「子どもの育ち」や「子どもの文化」に関心を持つ市民や諸団体と連携・交流・支援を図りながら、子どもの健やかな成長に寄与し地域で子育てをするための環境整備に努め、子どもたちの体験を重視しながら文化芸術への参加・社会参画の機会を拡げます。また、子どもの育ちを支援するため職業紹介事業を進めます。

【特定非営利活動の種類】

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行います。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動。
- (2) 文化・芸術の振興を図る活動。
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動。
- (4) 社会教育の推進を図る活動。
- (5) まちづくりの推進を図る活動。
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動。

【特定非営利活動に係る事業】

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行います。

- (1) 子どもの自主的な活動と社会参画への支援事業。
- (2) 舞台芸術、表現活動に関する普及事業。
- (3) 子どもの権利条約の実現に関する推進事業。
- (4) 子どもと文化に関する研究、人材育成、講演会などの企画運営事業。
- (5) 子育てに関する支援事業。
- (6) 子どもの文化の発信と、子どもと文化に関する市民組織とのネットワークづくり。
- (7) その他、この法人の目的達成のために必要な事業。

第2章 会員

【種別】

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とします。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、活動を推進するために入会した個人又は団体。
- (2) 支援会員 この法人の目的に賛同し、支援するために入会した個人又は団体・企業。

【入会】

第7条 正会員または支援会員は、次に掲げる条件を備えるものとします。

- (1) 正会員の条件
 - ① 子ども・文化に関わる活動を継続的に行う個人又は団体。
 - ② この法人の設立の趣旨及び定款に反しない個人又は団体。
 - (2) 支援会員の条件
 - ① この法人の継続的な支援を行う意志のある個人又は団体・企業。
 - ② この法人の設立の趣旨及び定款に反しない個人又は団体・企業。
- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申し込み書により代表理事に申し込むものとし、代表理事は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは正当な理由がない限り、入会を認めるものとします。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にそ

の旨を通知するものとします。

【会費】

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入するものとします。

【会員の資格の喪失】

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失します。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体・企業が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

【退会】

第10条 正会員は、代表理事が別に定める退会届を、代表理事に提出して任意に退会することができます。

【除名】

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができます。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えるものとします。

- (1) この法人の定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

【抛出金品の不返還】

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しないものとします。

第3章 役員及び顧問

【種別及び定数】

第13条 この法人に、次の役員を置きます。

- (1) 理事 5人以上20人以内
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち1人ないし3人を代表理事、若干名を常任理事とします。

【選任等】

第14条 理事及び監事は、総会において選任します。

- 2 代表理事は、理事の互選により定めます。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならないこととします。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができないものとします。

【職務】

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括します。

- 2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行します。
- 3 代表理事・常任理事は常任理事会を構成し、理事会の議決と常任理事会の協議に基づき、この法人の業務の執行を日常的に統括します。
- 4 事務局長は理事会の議決と常任理事会の協議に基づき、事務局の業務を統括します。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行います。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の召集を請求すること。

【任期等】

第16条 役員任期は、2年とします。ただし、再任は妨げないものとします。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存

期間とします。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うこととします。

【欠員補充】

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充します。

【解任】

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができます。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えるものとします。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

【報酬等】

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができます。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができます。
- 3 前 2 号に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定めます。

【顧問及び相談役】

第 20 条 この法人に顧問及び相談役を置くことができます。

- 2 顧問及び相談役は、代表理事が理事会の議決を経て委嘱します。
- 3 顧問及び相談役に関して必要な事項は、代表理事が理事会の議決を経て別に定めます。

第 4 章 事務局

【事務局】

第 21 条 この法人に、事務局を置きます。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置きます。
- 3 事務局長は、代表理事が理事会の議決を経て常任理事の中から任免するものとします。その他の職員は、代表理事が任免します。

第 5 章 総会

【種類及び構成】

第 22 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とします。

- 2 総会は正会員をもって構成します。

【権能】

第 23 条 総会は、以下の事項について議決します。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任
- (7) 会費の額
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

【開催】

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催します。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催します。

- (1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から召集があったとき。

【召集】

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が召集します。

- 2 代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から起算して

30日以内に臨時総会を招集しなければならないものとします。

3 総会を招集するときは、正会員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに召集の通知を発信することとします。

【議長】

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出します。

【定足数】

第27条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができないものとします。

【議決】

第28条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとします。この場合において、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しません。

2 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とします。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の1以上の同意があった場合は、この限りではありません。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項の議決に加わることはできません。

【書面表決等】

第29条 各正会員の表決権は、一人（一団体）一票とします。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができます。

3 前項の代理人は、表決しようとするときは、あらかじめ代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければなりません。

4 第1項の規定により表決権を行使した正会員は、第27条及び前条第1項の規定の適用については、出席したものとみなします。

【議事録】

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成することとします。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記する。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録については、議長及びその会議において選任された2名以上の議事録署名人が署名することとします。

第6章 理事会

【構成】

第31条 理事会は、理事をもって構成します。

【権能】

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次に掲げる事項を議決します。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

【開催】

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催します。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

【召集】

第34条 理事会は、代表理事が召集します。

2 代表理事は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から起算して20日以内に理事会を招集することとします。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに召集の通知を発信することとします。

【議長】

第35条 理事会の議長は、代表理事もしくは代表理事が指名したものがこれにあたります。

【定足数】

第36条 理事会は、理事総数の過半数以上の出席がなければ開催することができません。

【議決】

第37条 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとします。

2 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とします。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の1以上の同意があった場合は、この限りではないものとします。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項の議決に加わることはできません。

【書面表決等】

第38条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができます。

2 前項の規定により表決権を行使した理事は、第36条及び前条第1項の規定の適用については、出席したものとみなします。

【議事録】

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとします。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数（書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記する。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほかその会議において選任された2名以上の議事録署名人が署名することとします。

第7章 資産及び会計

【資産の構成】

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成します。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

【資産の管理】

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定めます。

【会計の原則】

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとします。

【事業計画及び予算】

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経ることとします。

【暫定予算】

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができます。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなします。

【臨機の措置】

第 45 条 予算を持って定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならないこととします。

【事業報告及び決算】

第 46 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を経て、総会の議決を得なければならないこととします。

【剰余金の処分】

第 47 条 この法人の決算において、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとします。

【事業年度】

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わります。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

【定款の変更】

第 49 条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければなりません。

2 前項の規定に関わらず、法第 25 条第 3 項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く定款の変更を行った場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届けるものとします

【解散】

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散します。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由により解散するときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を得るものとします。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければなりません。

【清算人の選任】

第 51 条 この法人が解散したとき（合併又は破産による解散を除く）は、代表理事が清算人となります。

【残余財産の帰属】

第 52 条 この法人が解散したとき（合併又は破産による解散を除く）に存する残余財産は総会において正会員の過半数の議決を経て、特定非営利活動法人に譲渡するものとします。

【合併】

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければなりません。

第 9 章 公告の方法

【公告の方法】

第 54 条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲示して行います。

第 10 章 雑則

【細則】

第 55 条 この定款の施行についての必要な細則は、代表理事が理事会の議決を経てこれを定めます。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行します。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項の規定にかかわらず、別紙役員名簿の通りとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず成立の日から平成14年5月31日までとします。
- 3 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによります。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成13年3月31日までとします。
- 5 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とします。
 - (1) 個人正会員 年会費1口 10,000円
団体正会員 年会費1口 10,000円
 - (2) 個人支援会員 年会費1口 3,000円
団体支援会員 年会費1口 10,000円
企業支援会員 年会費1口 30,000円
- 6 平成18年5月27日、平成18年度通常総会にて第3条を改正
- 7 平成21年5月26日、平成21年度通常総会にて第3条を改正
- 8 平成24年5月28日、平成24年度通常総会にて一部を改正
- 9 平成29年5月26日、平成29年度通常総会にて第54条を改正
- 10 平成30年5月25日、平成30年度通常総会にて第3条を改正

これは、当法人の定款である。

宮崎県宮崎市江平西1丁目5番11号105号

特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター

代表理事 片野坂 千鶴子

◆特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター

〒880-0051 宮崎市江平西1丁目5番11号 江平ビル105

TEL : 0985-61-7590 FAX : 0985-61-3635

HP : <http://www.kodomo-bunka.org/> E-mail : center@kodomo-bunka.org